

課外活動援助金取扱基準

1. この基準は、「課外活動団体に関する取扱要綱」第10条に基づき、援助金交付基準について定める。

(基本援助金)

2. 援助金は各団体が一年間に活動する必要な経費の一部を援助することとする。
次の(1)、(2)により算出した額を学生生活支援委員会で決定する。
ただし、準公認の部に対する援助金は、(1)基礎額のみとする。

(1) 基礎額

当該年度の予算額と過去の活動実績を勘案し、学生生活支援委員会が決定した額とする。

ただし、毎年見直しを行うこととする。

(2) 加算額

- ① 加盟団体への加盟費、登録費、分担金等の実費の半額。ただし、200,000円を限度とする。
- ② 大会、競技会、コンクール等への参加会費（主催者への納入金）の実費の半額。ただし、200,000円を限度とする。
- ③ 本学に施設・設備がないため、日常の課外活動を行う施設・設備を賃借している場合の賃借料。ただし300,000円をもって限度とする。
- ④ 学外の指導者に対する報酬料金を定期的に支払っている場合は、支払額の半額。ただし、200,000円を限度とする。

(3) 交付は、年度を単位とし、原則として毎年6月末日までに交付する

(特別援助金)

3. 全国大会等の出場に係わる特別援助金は別に定める。

(取扱基準の改廃)

4. この取扱基準の改廃は学生生活支援委員会の議を経て決定する。

附 則

この取扱基準は、平成6年4月1日から適用し、平成6年6月15日から施行する。

附 則（平成12年4月1日改正）

この取扱基準は平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成13年4月1日改正）

この取扱基準は平成13年4月1日より施行する。

附 則

この取扱基準は平成17年3月10日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は令和元年12月18日より施行し、平成31年4月1日から適用する。